

〔翻 訳〕

## フランツ・ノイマン：その評価<sup>[\*1]</sup>

中 道 寿 一 (訳)

### 1. 権 力 と 自 由

— オットー・キルヒハイマー

故フランツ・ノイマンは、専門の政治学者達の間では、確かに、番外の地位にあった。彼の才気は、冴えない同学者達の中で、群を抜いていた。彼は、有効な事実を慎重に探求する人々の中で、思想家として、また、排戦的かつ大胆な、時には、逆説的な一般化を行う者として、傑出していた。要するに、重要なことは、彼が、自分の取扱う主題、すなわち、権力と自由は、人間存在の基本的な側面であると同時に不可避的な側面であるという事実を、常に強く意識していたという点であろう。

ノイマンは、ワイマール共和国において、政治的には、不活発な労働組合と不運な社会民主党に深くかかわっていた。彼が、この基本的な政治経験から得たものは、内容空虚なものや虚偽に対する終生変らぬ激しい軽蔑であり、また、歴史上の有意義な全ての進歩的要素と逆行的要素を、不断に新たな分析に付すことへの燃えるような関心であった。これらの用語の選択——彼の後期の著作の中に頻繁にみられる——から、ノイマンが政治学における正当な価値判断の尺度と考えたものを、推測することは可能である。すなわち、それは、個人の自由を極大化するための、全ての社会的・組織的形態をそなえた、合理的に秩序づけられた非抑圧的社会、これであろう。

彼は、現実領域にも歴史領域にも、等しくその能力を発揮した。彼が一般化

を志向するとき、彼は、豊富な歴史的知識をもって、その一般化を論証しようとした。後期の著作だけでなく、1935年にロンドンで提出した彼の博士論文(その抜粋は、最近刊行された本の中に収められている<sup>(1)</sup>)も、このことを立証している。しかし、この本に収録されている多くの論文は、彼の政治学上の名著『ビヒモス』が公刊されて以後の10年間に書かれたものである。この作品は、(数カ国語に翻訳されていながら、皮肉にもドイツ語には翻訳されていない<sup>〔\*2〕</sup>)、まだ——この作品が公刊され、ナチ・ドイツに関する資料が洪水のように公表されてから、15年経った今でも——1930年代のドイツの状況に関する最も重要な分析を提供している。今回再版された大部分の論文は、確かに、現代の種々な制度や問題にまで考察の範囲を拡大してはいるが、『ビヒモス』の中で取扱われた主題——時おり、重大な変更を加えてはいるが——を焼き直しているにすぎない。この本では、国民社会主義の壇頭に関して経済的原因が強調されていたし、さらに、資本主義的生産関係が、公然とであれ、隠然とであれ、ドイツ独占資本主義統制経済において、いかに重要な役割を果しつつけたかが示されていた。〔また、〕政治理論の点では、一貫した統治理論を持たないナチ国家は、統一国家ではなく、むしろ、特殊な基盤の上で相互に関係しあった四つの異なる全体主義的組織の混合体であると主張されていた。

後年、政治的要因と経済的要因との相互関係に関するノイマンの立場は、肯定的ではなくなり、強調と評価の点で、変化を示すようになった。第三帝国期において入手しえなかった多くの資料を、『ビヒモス』の諸命題の正しさを実証するために解釈してもよかったはずなのに、ノイマンは、もはや、その資料に、かつてと同じ価値ないし意義を与えなかったように思える。彼は、以前と同様に、経済発展を、権力構造の主要な発生要因とみなしてはいるが、彼の最後の講演の一つで、「経済に対する政治の支配」という言葉を用いている〔ことから分る〕ように、社会・経済権力と政治権力との分離の可能性およびその実際の効果に、ますます取りつかれるようになっていた。彼は、この新しいアプローチの重要性を強調するために、歴史と——効果的ではないが——理論に依

扱した。彼は、このことを説明するための例証として、単なる「夜警国家」と誤解されている19世紀自由主義国家の重商主義政策を取挙げた。彼は、国家と社会との相互作用に関してマルクス主義教説を再解釈し、それを——プロクラステスの寝台<sup>〔\*3〕</sup>として——排除した<sup>〔2〕</sup>。今や彼は、国家の階級性に関する正当な社会学的分析から、政治行為に関する理論ないしプログラムを区別しようとしたのである。

確かに、この解釈は、（ノイマンに関してしばしばそうであるように）、ある程度、労働運動の政治的勝利を経済発展の必然的結果とみるヨーロッパ社会民主党の、より特殊には、ドイツ社会民主党の傾向に対する彼の一連の批判の枠内で考察されなければなるまい。しかし、この解釈は、その狭義の枠を越えて、特に後期の著作で強調されたノイマンの思想の別の側面を際立たせている。かつて、教義の確実性の要素があったところに、今や、同一の症候群——たとえ、それが何らかの社会学的一般化の形式で示されたとしても——が、さらなる研究のために貯えられた一群の多くの経験的諸関係として、登場する。ノイマンは、厳格な政治判断を公式化することに注意を払わなかったので、包括的な社会・政治理論を書くことに、これまで以上の留保を示したのである。

だが、ノイマンは、単なる政治学徒ではなかった。彼は自由意志論者であり、いや増して懐疑論者であり、社会主義者であった。彼は、講義と著述とで明白に示されるアクセントの移行の意味連関にかかわらざるを得なかった。すなわち、もし、全体主義社会の発展を告発する固有の社会法が存在しなかったら、全体主義社会の支配、全体主義政治の支配は、外国の武力ないし干渉という亡霊を呼び出すことなしに、いかにして崩壊しえたであろうかという問題である。確かに、ノイマンは、全体主義的な支配体制——たとえ、その中のいくつかの体制は、統一国家の基本的特徴とゆるやかに結合したり、あるいは、その特徴を欠いていたとしても——が、それ自身の巨大性の重みによって崩壊するなど、全く期待していなかった。だから、大衆となった個人による全体主義的指導者への情緒的同一視の諸過程を検証した彼の最後の論文は、全体主義社

会を真に変革するための門戸を完全に閉ざしたのである。

一冊の本の中に収められたノイマンの独裁制に関する晩年の論文——鋭くはあるが、概括的であり、仮説的である——は、多くの未解決の問題を残している。彼は、「独裁の」類型化を行った未完の小論文『独裁制の理論に関する覚書』において、今日個人は民主主義を代理人を通して〔間接的に〕経験しているにすぎないと主張している。これは、現代産業社会がある種の政治的公分母に還元されるであろうということ以外の何を意味してしようか。ここには、レーニンの後継者達が、当初想い描いた社会目標を歪曲したときに切り捨てた、教育独裁というへその緒以上のものがある。しかし、この共通の構造的要素が何であるかを、ノイマンは明らかにしないままである。

彼は、現代産業主義の両義的影響や種々な形の労働原理の異なる効果について述べている。しかし、これが全体主義独裁の発展に対して何をもたらすかについては論究せず、ただ、全体主義的大衆組織へ強制的に編入することによって行われた原子化は、効果的な支配技術であるという考察を行うにとどまっている。しかし、こうした大衆組織という外見的に規制された匿名性に逃げ込むことは、西欧民主主義国における私化（秘密主義〔privatization〕）がもたらすのと同じ結果をもたらさしないか。もし不安が同一化の過程を生じさせるとしたら、「逆行的」同一化と「非感情的」同一化とを区分するものは一体何なのか。ノイマンは、前者を全体主義的指導者崇拜に帰し、後者を多元主義社会の諸制度への有益な統合に帰している。個人の特定の歴史的経験はその国々によって異なるかもしれないが、個人の態度を規定する社会過程は、ますます画一化してきているのである。

ノイマンの独裁制に関する類型化（ここでは、ナチ独裁は、恐怖という共通の要素によってスパルタの体制と組み合わされている）は、現代産業社会を基礎にもつ諸変種を包摂するには、社会構造に十分合致しているようには思えない。大衆民主主義から全体主義独裁への道は、必ずしも、逆行的発展を除いた

一方通行の道ではなく、戦争や軍事的占領によって開かれる道なのである。

独裁論とは対照的に、望ましい政治体系に関するノイマンの構想は、数年間で、ごくわずかの修正しか受けなかった。実質的合理性がその主な料理であり基本的尺度であったが、後、次のような新しい要素が加えられた。すなわち、正当であるが声高に叫ぶだけの下部組織の圧力に対する、必要な対抗力として、執行部の指導性の責任に対する高い自覚が望まれるということ、これである。ノイマンは、後期の著作で、民主主義の同一性理論——概念的には超民主主義的であるが現実的には無政府主義的——を拒否し、特殊な圧力、特に擬似団体的装いをこらした圧力を排除する方法を支持したように思える。にもかかわらず、彼は、既得の地位に保証を与えることを拒否し、自由の極大化をめざした制度的変革のための広範な通路が開かれているべきことをも主張した。この試みにおいて、政治疎外の加速的進行過程と、ノイマンが「エピキュリアンの」態度と批判するもの、すなわち、公的秩序の機能を純粹に具体化した概念によって生ずる政治類型の粗悪化とから、不可避的な紛争が惹起するのである。

制度的工夫——権力の分立、職業規則をもつ特殊な制度の確立、個人権の立憲的保護、あるいは分権的效果をもつと思われる連邦主義——の有効性に対するノイマンの懐疑主義は、晩年になって明らかに強まった。個人の諸権利を保護することの緊急性と、抵抗のためのわずかなチャンスに関する彼の見解（早い時期より展開され、一貫して保持されてきた）は、ますます適切なものとなり、徴候的となってきた。彼は、権力に抵抗する権利を具体化するには自然法は不十分だと確信し、また、この権利が形骸化した立憲の原理に基づいている限り、この権利の行使を十分に保証するためには、司法制度のみでは不十分であると断言した。ノイマンは、人間の合理性に関する彼自身の前提から、最小限度の権利、すなわち、人間の平等性、法の一般性、遡及法の排除、司法機関のある種の独立性を引き出した。彼は、それ以上には人間の不可譲の権利の範囲を拡大しなかった。彼は、それ以外のものを、全ての人間が自らの責任において行動すべき、良心と社会秩序との間の薄明の領域に置いた。

現代社会における個人の保護というこの不鮮明な考えは、国家の合理的組織化をめざすノイマンの研究の最重要部分である。彼の立場には、固有の論理がある。彼は、『ビヒモス』において、無限定で非構造的な権力を見事に描いたとき、——現実主義的な個人の正当な期待を取り除くとともに、再構成された個人、すなわち、総合的実存ではなく、秩序ある創造的実存を生きる個人のイメージにアクセントを移行させることによって——権力の合理的行使のチャンスを再生させようとしたのである。

ノイマンの後期の著作は、思想と構成の双方において、明白な不統一を示している。『ビヒモス』は、無数の知的・社会的考察に基づく広範な展望を示しているにもかかわらず、明確な中心を持っていた。『ビヒモス』は、既存の社会構造や政治制度の性質のもたらす衝撃、そして、人間の合理性と現行の社会構造との間の内的矛盾の双方に関して、一連の調和のとれた統一的な基本前提を持っていた。〔しかし〕1940年代後半になると、ノイマンは、社会関係の性質に関するかつての自分の仮定に対して批判的となっていた。要するに、そうした仮定を——少くとも部分的には——政治運動に関する決定的な説明としては放棄したのである。しかし、人間と社会の合理性は、人間の現実の行動を解く鍵としては放棄されたが、公理としては保持された。これまで、社会過程の研究でほとんど意義を認めていなかったフロイトとキルケゴールから得た心理学的カテゴリーが前面に出るのは、彼の晩年においてである。ノイマンがもし生きていたら、彼は、彼の思考の種々な要素や位相を統合することに成功していたであろうか。答えは、推測の域を出ることはない。〔しかし〕ノイマンの最後の著作にみられる幾つかの斬新な強調点は、学問的分析と政治行動へのアピールとを再統一することへの強い知的刺激を示している。

幾度かの方法論的変更や彼の最後の知的試みの未完成にもかかわらず、ノイマンの作品の中には、統一的な意図と目的がある。ノイマンは、本質的に、批判的思想家であった。彼が最も生き生きとしたのは、伝統的な概念と政治的現実の構造とをつき合わせることによって、それらの概念をこなごなに破壊する

機会を得たときであった。彼が最も成功したのは主著『ビヒモス』であるというとき、それは、彼の批判精神と、重要な主題によって与えられた固有の機会とによるものであった。

政治思想家としてのノイマンは、革新者ではなかった。ホッブス、ロック、ルソー、そしてマルクス——モンテスキューは、余り顕著な地位を占めていない——という理論家を遍歴するなかで、二大陸での彼の固有の経験は、ホッブスの懐疑主義の傾向を強めた。彼が強く意識した多元主義的社会のなかの諸事実と、主権の必要性との効果的結合が、彼の創意と機知を挫折させたのである。

しかしながら、すべての社会諸制度に関して、ますます悲観的になったからと言って、批判的社会主義者としてのノイマンの生涯の職業を雄弁に物語る、ユートピア主義者の物見高い楽観的視点が消えたわけではない。初期の著作と同様、彼の後期の著作にも、人間の合理性に対する信念が満ちあふれているし、競争に基づく社会（表面的には競争的であるが、全体主義的組織化に服しやすい社会）に代る、共同社会の可能性と必要性とが含まれている。既存の社会構造や政治制度の批判的分析こそ、政治学者の唯一価値ある仕事であるという、彼の全てに行きわたった信念は、彼の作品の断片的・矛盾的要素にさえ、探求心をそその刺激的誘惑を与えている。

## 2. ラディカリズムのジレンマ

——デビット・ケツラー

死後に出版されたフランツ・ノイマンの論文集（*The Democratic and Authoritarian State*, The Free Press, 1957）は、彼の死の悲劇を物語っている。ある論文は、冗漫で不明瞭であり、他の論文は未完である。また、論文集全体は、その誤解されやすいタイトルにもかかわらず、統一性を欠いており、繰り返しも多い。より広範囲に論文を集め、ノイマンの思想の発展に照応した序論をつけていたならば、〔この論文集は〕スタイルと内容の両方の点で、よりはっきりしたものになっていたであろう。結局、この論文集は、17年間に、種々

な目的のために書かれたものを単に集めたにすぎない。だが、私は、ノイマンの作品が重要な意義をもつものであるがゆえに、その作品自体に語らせようというヘルベルト・マルクーゼの意図を理解できる。博学と名声と時おりの不明瞭さとが錯綜する中から、現代の決定的問題に取組み、それを解決しようとしている一人の秀れた人間の姿が立ち現われる。もし、これらの論文を読むことが忍耐と努力を必要とするならば、その行為は十分報われる。すなわち、もし、この本がそれほど親切な本でないとすれば、それは、——特に、ある意味で、自らを急進派と思っている人々にとって——最も重要な本であろう。

政治理論家としてのノイマンは、「シンボルと所信とイデオロギーの諸層を貫き、かくして真理の核心に到達」しようとした。「……政治理論の真理とは政治的自由である。このことから、次のような一つの基本的な仮説が生じる。すなわち、いかなる政治体制も政治的自由を完全に実現できないとすれば、政治理論は必然的に批判的でなければならないということがそれである。……体制順応主義的政治理論は理論ではない」<sup>〔\*4〕</sup>。政治理論家は、人間的自由の潜在的の可能性を掘りおこすために、具体的な歴史状況を理解し評価しようとするし、また、諸理論がどれだけ有用でありうるかを見い出すために、政治理論家は諸理論を学ばなければならない。「ある理論のもつ真理というものは、……それが人間の可能性のすべてを十分に展開させる力があるか否かにかかっている。このように、諸理論のもつ真理は、……諸理論の歴史的発展とその具体的内容において決定されねばならない」<sup>〔\*5〕</sup>。

合理的研究の前提として、唯一つの原則が主張されねばならない。すなわち、人間は潜在的に合理的であり選択が可能であるということ、要するに、人間は潜在的に自由であるということ、これである。この原則の適用は、歴史状況の理解〔の成否〕にかかっており、また〔それに成功すれば〕合理的の行為となる。

認識上の定式〔すなわち、自由は状況の理解如何にかかっているということ〕が、抽象的で宿命論的な歴史法則への服従として考えられるなら、その定式は間違っている。歴史過程は、自己の環境にたいする効果的な支



配を獲得しようとする人間の願望を含んでいる。したがって歴史的洞察は批判的であり、計画性を含んだものである。認識的要素の真の役割は、さまざまな社会的状況の中に潜んでいる、人間の潜在能力を実現させるための可能性を明らかにすることである。一方においてそれは、われわれが空虚な昔ながらの諸定式をくり返すことを防止する。今日進歩的であり、自由への導きとなるものも、明日は誤りであり、自由への妨げとなることがある。他方それはユートピア的急進主義を抑制する。人間が達成しうるものは社会発展の段階に拘束されるのであるから、自由の実現は人間の自由意志のままにはならないのである。<sup>〔\*6〕</sup>

それゆえ、政治理論は合理的急進主義を意味する。

しかし、多くの急進主義者は、自由をめざす政治理論の可能性を否定してきた。もし政治理論が国家を正当化する条件を問題にし、もし国家が明白に強制と権力に依拠するとすれば、真の自由の理論は、政治と国家を拒否することになるろう。ノイマンによれば、この拒否は、政治権力はなくてもすむものであり、国家は本質的に悪であるという誤った仮定に依拠している。だが、これは正しくない。政治権力は人間生活にとって必然的事実である——人間は権力の形式、分配、目的に影響を及ぼすことができるだけである。正に、近代国家の出現は、政治権力の合理的利用と統制の可能性を開いたのである。すなわち、国家は、自由を実現するための不可欠の条件なのである。〔それゆえ〕政治理論は、政治権力に服従する人間の自由を極大化するための基準を求めるのである。

自由主義的伝統は、政治的自由の第一の要素、すなわち、合理的法体系に寄与している。

国家は個人を完全に併呑し尽くしてはならないし、個人は、単に政治的動物として理解されるものでもない。個人主義哲学の上に基礎づけられた政治理論は、必然的に、消極的-法律的な自由概念、すなわち、拘束の欠如としての自由を用いて、活動しなければならぬ。<sup>〔\*7〕</sup>

この要素を極大化するためには、近代国家に特有な中央集権化と合理化によっ

て可能となった政治権力の諸形態に対する制限が必要である。

個人の自由を擁護する仮説が存在する、という単純な命題から、自由主義的法律制度のすべての要素がでてくる。すなわち、法律によって明白に禁止されていない行為はこれをすべて許可しうること、法律制度は閉鎖的な首尾一貫した性質を有すること、遡及立法はこれを認めえないこと、立法部の機能から司法部の機能を分離すること、などである。<sup>〔\*8〕</sup>

だから、ノイマンにとって、法の前の万人の平等を保証する諸形式は、自由の必要条件である。

しかしながら、それら諸形式は十分条件ではない。なぜなら、それら諸形式は、誰が何の目的のために政治権力をふるうのかを規定していないからである——これは、古典的自由主義原理が特定の歴史状況と特定の目的に起源を持っているため、その原理においてあいまいにされている点である。経済的には、それは、計測可能性と競争者の平等な取扱いを保証する、競争資本主義にとって決定的であった。

イデオロギー的には、それは、誰かの法律が支配しているという事実、すなわち、人間が法律によって権力を行使しているという事実を隠蔽した。ロックは、統治に関する法律は中産階級の支配する議会において作成されると明確に述べている。さらに、国家はこの状況を確保するのに十分な権力（法律に関係なく）を持っている。法の支配の原理とブルジョアジーの支配との歴史的結合は、自由主義理論の他の要素や不当な推論に対して注意を促す。法の支配が議会の主権ないし他の統治形式を意味するということ、あるいは、法の支配が法の内容に対する最低限の政府干渉ないし他の行為を意味するということ——こうした観念は、その原理が生まれた特定の状況に起源をもっている。政治権力の分立とその目的に関する疑問は、自由の消極的概念を越えて、民主主義理論へと進む。

政治的自由は、政治権力への参加と最小の政治的疎外を必要とする。すなわ

ち、政治的自由は民主主義を必要とする。

人間は自分自身の努力によってのみ、現実<sup>に</sup>自由を達成することができる。神も歴史も彼に自由を与えない。このことを洞察するところに、最大限の政治的自由を許容するあの政治体制としてのデモクラシーの理論的定式化があるのである。意志的あるいは行動主義的要素は、……政治的自由の構成に不可欠である。<sup>〔\*9〕</sup>

政治権力は、人間生活に決定的に影響を及ぼす。政治権力が外的な力であり、いかなる意味においても、人間の意志の手段でないとすれば、人間は自由でない。また、政治権力が、歴史状況を真に理解することによって発見される自由の潜在的可能性を現実化するために用いられないならば、人間は自由でない。変化する諸条件や競合する諸政党に対して順応性を持つ民主主義が、平和的変動を制度化する。「政治理論の課題は、……権力集団がどの程度その特殊利益を超越して、（ヘーゲルの用語を使えば）普遍的利益を擁護するか、を決定することである」<sup>〔\*10〕</sup>。民主主義においてのみ、合理的な政治行為が真に可能なものとなる。

第一の、そして、今なお継続している課題は、自由主義的民主主義のための戦いであり、それゆえ、全体主義に対する戦いである。これは、外的病患からではなく、自由の危機を生み出した現代諸傾向に由来するものである。

政治的順応主義への傾向……、政治の複雑さの増大、公私の生活にわたる官僚主義の伸長、私的社會権力の集中、政治が出費のかさむものになったため政党が新顔を政治市場から排除する傾向をもつ機関になりきってしまうこと……<sup>〔\*11〕</sup>。

……開放的な、多元的に組織された社会が、一体的な閉鎖社会へと変質すること。そのことは具体的には……次のことを意味している。すなわち、個人はもはやいかなる人間かということによって評価されるのではなく、何に所属しているかということによって評価されるということである。実績ではなくて地位が決定的なものとなるかにみえる。社会は社会的諸団体

から構成されているかのようである。そして、そうした団体は独占への傾向をもって、しかもできることなら独占的な地位を公的な法で保護してもらってその地位にはますます近よりにくくしたい、という傾向をもっている……。<sup>〔\*12〕</sup>

……一方において大規模技術は、産業人口を複雑ではあるが統合された機構に全面的に依存させることを意味しうるであろう。しかもその機構は高度に組織化され、成層化され、そしてヒエラルヒー的なシステムによってのみ作動しうるのである。このシステムは——生産手段の所有者が誰であるかにおかまいなく——紀律、服従そして従属の美点を教えこまねばならない。したがって現代の産業主義は、あらゆる権威主義政治体制が培おうとしている美点そのものを説いている。……他方、正反対の美点も技術によって強化されうるであろう。すなわち、自力本位、自己のもつ力の意識化、そして最も特殊には、連帯感——すなわち、権威主義に対抗するものとしての協同精神——がそれである……。<sup>〔\*13〕</sup>

ノイマンは、ユートピア的救済策を批判し、たとえば、次のように述べた。「分業の必然性と労働過程のヒエラルヒー的秩序化の必然性を考慮することを拒否し、そしてその状況を最小限度に抑える代りに労働を『精神化』しようとするのであれば、社会的不安は深まる」と。<sup>〔\*14〕</sup>そこには、戻るべき道はない。政治理論は、現代社会の進歩的特性と逆行的特性の双方を理解し、生起する問題を現実主義的に取扱わなければならない。

一般法の機能は決定的に変化し、国家は規則へのより大きな例外を要求する。財産と契約に関する法律は、多くの平等な競争者に対して最低限の予見性と平等性を、もはや保証しない。すなわち、こうした法律は、力ある競争者をそれとは数段劣った競争者と平等に取扱うことによって、経済権力の独占と他の強力な集合体を促進する。民主的な圧力がこうした現実に注意を喚起するところでは、立法部は、あいまいな言葉で書かれた両義的な法規範（一般条項）を作り上げ、裁判官と行政者は、一般法を支持して、公正な判断を下しうる、

と主張する。事実、一般条項の施行は、単に、政治的に責任ある代表者から保護された裁判官や行政者に権力を移行させるにすぎず、法の支配の原理を無意味にする。さらに、「いかなる政治体制も、それ自身の安全が、予測可能性と法的安全性という法的価値によって危険に陥れられているとみなす場合には、そうした法的価値を完全に維持することはないであろう。権力はそれゆえ、法的な自由観念を努めて退けようとするであろう<sup>〔\*15〕</sup>」。安全性への現実的ないし外見的威嚇に対する恐怖感が、全ての現代国家に、「明白な、かつ当面の危険」という公式にみられるような「除外条項」を用いさせることによって、ますますこの必然の法則をアピールさせている。自由主義的合法性に対するこうした攻撃が不可逆的な傾向から発生しているため、民主主義の重要性がますます高まっている。人民の責任ある代表者のみに、この権力は委任されうるのである。

現代的諸条件が民主的制度を掘り崩している。なぜなら、団体主義が合理的選択の機会を削減し、神経症的不安が個人意志を無力化しているからである。機能的に組織された諸団体の官僚同士の交渉が、重要な政治問題を決定し、「政治生活が……政党の競合で消耗しつくされることはありうる。その場合の政党とは、大衆の参加をとまなわないボス支配であるが、新しい政党では妥当なゲームのルールがなければ発展しえないまでに政治を独占している<sup>〔\*16〕</sup>」。この状況において、「今日、民主主義的政治権力からの市民の疎外が——ヨーロッパにおいては驚くべき早さで、アメリカ合衆国においては、もっと遅いがやはり認識できるほどに——増加しつつあることは……疑いがない<sup>〔\*17〕</sup>」。こうした疎外は、デマゴグによって容易に操作される不安を生み出し、全体主義の出現を促進する。

フロイトにならって、全ての文明化された社会生活は不安を内包しており、本能の抑制によって生み出される何らかの不安は創造性と合理的自由の代償である、とノイマンは信じた。〔もちろん、〕合理化された産業社会における人間の無力感によって生み出される不安が、逆行的である必要はない。しかし、もしその時、結合された社会勢力——政治権力——に対する全てのコントロール

を人間が失うならば、無力感は恐怖へと変る。大衆は操作され、シーザー主義的指導者と自己同一化させられ、ついには、モブへと変形させられて、その不安は神経症的、攻撃的となりうる。デマゴグは、まず、歴史的な理解を陰謀説に置換し、次いで、大衆の不安を敵対性に変形させるだけの浄化効果をもつ標的として、「敵」を提供しなければならない。

現代的諸問題に深く根ざした、この理性の乱用は、合理的理論の可能性を否定する。全体主義理論においては、真理ではなくイデオロギー的効力が政治理論の有効性を決定するのであるが、この考えに対応する政治学こそ、極めて現代的なアメリカ「政治学」である。攻撃的であろうと防御的であろうと、政治理論をイデオロギーに変形することは、自由に敵対する勢力を強化させるのである。

ノイマンもまた、この傾向から免れてはいなかった。彼は、西欧の状況に直面して、自由の追求から、既成の民主的諸制度の防衛に退却した。彼は、その急進的な立場から、学問の世界へと退いた。すなわち、批判的洞察の要求は、自由主義的教育の要求となり、自由を求める諸勢力が政治権力を獲得するという要求は、善良な人々による政治参加の要求へと変わった。しかし、参加は目的を持たなければならない。すなわち、教育は行動と関係を持たなければならない。そして、民主主義を防御するためには、まず民主主義が確立されなければならない。彼の分析は決定的な論点を示しているが、彼の解答は、そうした論点をさけている。ノイマンは臆病者ではなかった。ただ、彼の急進主義の両義的帰結が、悲劇的なジレンマを示しているだけなのである。

ノイマンは、政治理論は元来、批判的かつ計画的であると主張したが、当面の状況には自由を推進する現実的可能性がないとみた。事実、彼は、進行する全体主義によって過去の遺産が破壊されることを恐れた。西欧政治制度に対する批判は民主主義を弱めるであろうし、また、「もしも人が今日反民主主義的であるとすれば、人は意識的であれ、無意識的であれ、ファシズムを強化する。

たとえ人が自分自身ファシズムを目的としない場合でさえそうである<sup>〔\*18〕</sup>。その状況は、民主主義か独裁かの選択を強制する。

このアンチ・テーゼは、西欧民主主義に関するノイマンの全ての分析を支配しており、また、時おり、それを歪曲させている。西欧民主主義は決して全体主義的ではないから、彼は、西欧民主主義を彼の民主主義の理論的モデルと同一視しようとした。たとえば、今日の合衆国における法律的自由の特殊な歴史的弱体化を詳細に分析した後、彼は、「もしもわれわれが、政治権力を外的な権力として（国家対市民という定式において表わされるようなものとして）ではなく、われわれ自身のものとして考えるなら、こうした問題はさほど悲観的なものとは思われない<sup>〔\*19〕</sup>」という極めて奇妙な慰めを提供している。これは、彼がそのすぐ後で、西欧における政治的疎外の擡頭に関して書いていることと照らしあわせてみると、確かに大きな「イフ」である。また、彼が、ひんぱんに、しかも、力強く、「大きな政府」と官僚制を擁護するとき、単に一般法を適用する価値自由の技術人として機能する責任ある官僚制のモデルを、経験的記述として取扱っている。このモデルは、単なる「ソーセージ製造機」であることを否定し、「公益」に関する「創造的行政」について語る現代アメリカの行政者達の行動ないし主張には、もはや当てはまらない。再び、西欧民主主義国における不安の増大について論じたとき、彼は、その不安が、煽動的指導者とのシーザー主義的同一化によってもたらされる、神経症的苦痛をとまなう不安へとすりかえられることに、唯一の脅威を認めている。彼は、現代アメリカ社会を理解する上で、極めて緊急と思えるような疑問、すなわち、この状況を、おろかな黙従か、あるいは積極的思考かの、いずれかに導く可能性の問題を、どこにも示していない。現代アメリカには、民主主義か全体主義かの選択はない。有意味な選択肢は、むしろ、（広義の）組織的寡頭制であり、また、我々が今後見出しさえねばならない何らかの進歩的選択肢である。

しかしながら、ノイマンは、ある歴史的に限定された制度を本質として考え

ることに対する自らの訓戒に留意しなかった。自由主義的民主主義は、一定の条件下では、自由のための最高の潜在的可能性を示すけれども、現代状況に見合った新しい形式は、自由の消極的要素と意志的要素を示す必要があるだろうし、また、将来の、ないし、現実の、民主主義の没落が新しい可能性を開くかもしれない。理性は防衛的になってはならない。理性は、全ての既存の形式を激しく批判しなければならない。ノイマンのジレンマは、一つには、理論に対する彼の基本的な考えと、自由に関する彼の実際の理論化との矛盾から生じたものである。

しかし彼は、この根本的なジレンマに対して、簡単な解決など、全くよせつけない他の疑問を提起した。彼は、今日、いかなる階級も、その利害と経験によって、より大きな自由を一貫して求めようとはしていないと主張した。いかなる急進的な計画も、急進的な階級に対する大衆の支持がなければ、実現しえないが、プロレタリアートに対するマルクス主義の信頼は、繁栄や産業規律、企業内階層制における組織労働者の安定した地位によって、すでに失なわれてしまっている。労働者の利害は、他の全ての集団の利益と同様に、時には、自由という「普遍的」利害と一致するであろうが、急進主義は、もはやプロレタリアートによる権力奪取をあてにしない。

今日の不満をもつ階級、すなわち、ルンペン・ブルジョアジーと小農民は、政治的に未成熟であり、したがって、煽動者の操作によってのみ覚醒させられる。この不満の活性化からは、反革命と全体主義のみが恩恵をこうむる。ノイマンは、進歩的階級に最も近いものとしてインテリゲンチャーを考えた。そして彼は、インテリゲンチャーは自己の利害を真に理解すれば、自由の活動力になると考えた。これは、プラトンの哲人王達を想起させるが、これらの「知者」は「高貴なうそ」や「小さなやさしい暴力」というプラトンの武器を否定したので、多くの者にそれほど力がなければ、不安材料にはならない。ノイマン自身がしばしば述べているように、善良で賢明な人間の大胆な主張は権力の要求に対して全く無力であるし、また、教養ある人々による政治参加は、自由



を求める諸勢力による政治権力の奪取と遠くへだたっている。だが、いかなる皮肉な非難、激しいきまり文句も、生起する問題をおおいかくすことはできない。ノイマンの理論のもつ本質（急進）的意味を復活させようとするならば、現代社会における潜在的な進歩的社会エネルギーを発見しなければならない。

しかし、もしその本質的ジレンマがノイマンが考えたように批判へではなく、行動だけに及ぶとすれば、そのジレンマは、おそらく、一般的な人間のジレンマを反映しているにすぎないであろう。おそらく人間は、自らの人生を支配する諸勢力をコントロールすることはできないだろうし、各人は最善を尽くして自らの魂を救わなければならない——政治からのエピキュリアンの退却、あるいは、*Good Soldier Schweik* の沈黙のサポタージュによって。ノイマンの数々の論文を通じて、降伏への誘惑に抗する闘いが貫いている。ペシミズムとエピキュリアニズムは、彼の内なる悪魔であった。

一つの戦術として、退却は時には唯一の頼みの綱であるかもしれない。しかし、それは原則としては、この上ない裏切りである。人間は、自由のために戦うときにのみ、真に人間的になる。だから、究極的には、自由は、人間的欲求や能力の自由な発展と充足を意味している。確かに、これは、究極的には決して達成されうるものではない。外的自然は冷酷な限界を有しており、人間はその必然性を認識しなければならないし、また、社会領域においてさえ必然性が支配していることを認識しなければならない。しかし、支配と権力は、自然法則とは異なる必然性をもつ。なぜなら、人間は、支配と権力の形式を変えることができるし、また、その結果を減少させることもできるからである。いかなる社会も、これまで、疎外を、文明化された生活に必要な最少限度に押さえたことがない。このミニマムの知識はユートピア的救済策を排除するけれども、降伏を権威づけはしない。人間の責任は疎外に対する戦いであり、その責任の拒否は人間性に対する裏切りである。これは、プロメテウスの考えであり、ウォルター・リッチマンやラッセル・カークのような人々が、急進主義の根底に

人間の前提をみるのは、確かに正しい。だが、その選択肢は、神や自然に対する服従ではなく、他者への服従である。

ノイマンの諸研究のあれこれ大小の結論がどんなものになろうとも、その価値は測り知れない程大きい。彼は、重要な問題を提出し、豊富な知識とすぐれた洞察力をもって、それに接近し、諸観念や諸制度に対する鋭い分析を、我々にもたらした。要するに、ノイマンの作品は、彼を乗り越えようとする人々のために道を示している。そして、これこそ、フランツ・ノイマンがまさに望んでいたことであると私は信ずる。彼は、どちらかといえば、理論家であるよりも偉大な教師であった。三文文士や宣伝者と真の教師とを区別するものこそ、まさに、真理の名によって乗り越えられることへの願望である。

〔原註〕

- (1) *The Democratic and the Authoritarian State, Essays in Political and Legal Theory*, by Franz Neumann, The Free Press and The Falcon's Wing Press, Glencoe, III, 1957, 303 pp. [『政治権力と人間の自由』内山秀夫・三辺博之・倉沢康一郎・萬田悦生訳、河出書房新社、本書は、後、『民主主義国家と権威主義国家』と改題されている。]
- (2) この用語は、“The Law of the Soviet State,” by A.Y. Uishinsky, *Political Quarterly*, vol. 64, 1949, p. 127 という重要な評論の中に出ている。〔しかし〕評論名は、当該巻号に付された目録には記載されていない。

〔訳註〕

- 〔\*1〕 本稿は、“Franz Neumann: An Appreciation,” *Dissent*, IV (Autumn 1957) の全訳である。F.ノイマンに関する評価には、他に“Franz Neumann between Marxism and Liberal Democracy,” by H. Stuart Hughes (『フランツ・ノイマン——マルクス主義とリベラル・デモクラシーの間』『亡命の現代史4』荒川幾男・山口節郎・近藤邦夫・今防人訳、みすず書房、所収)がある。
- 〔\*2〕 『ビヒモス』は、英語版が刊行されてから35年後の1977年に初めて、ドイツ語に翻訳された。
- 〔\*3〕 古代ギリシアの強盗で、人を捕えるごとに、その人を寝台の上に乗せ、それより長い者は斬り、短い者は伸ばして寝台と同じ長さにしたと伝えられている。
- 〔\*4〕 Franz Neumann, *The Democratic and the Authoritarian State*, p. 162

（邦訳，231—232ページ）。

- 〔\*5〕 *Ibid.*, p. 72 (邦訳, 106ページ)。
- 〔\*6〕 *Ibid.*, pp. 180-181 (邦訳, 259ページ)。
- 〔\*7〕 *Ibid.*, p. 163 (邦訳, 233ページ)。
- 〔\*8〕 *Ibid.*, p. 165 (邦訳, 237ページ)。
- 〔\*9〕 *Ibid.*, p. 184 (邦訳, 264ページ)。
- 〔\*10〕 *Ibid.*, p. 18 (邦訳, 33ページ)。
- 〔\*11〕 *Ibid.*, p. 190 (邦訳, 272ページ)。
- 〔\*12〕 *Ibid.*, p. 212 (邦訳, 305ページ)。
- 〔\*13〕 *Ibid.*, p. 251 (邦訳, 363—364ページ)。
- 〔\*14〕 *Ibid.*, p. 288 (邦訳, 416ページ)。
- 〔\*15〕 *Ibid.*, p. 172 (邦訳, 247ページ)。
- 〔\*16〕 *Ibid.*, pp. 290-291 (邦訳, 419ページ)。
- 〔\*17〕 *Ibid.*, p. 190 (邦訳, 271ページ)。
- 〔\*18〕 *Ibid.*, p. 210 (邦訳, 302ページ)。
- 〔\*19〕 *Ibid.*, p. 189 (邦訳, 271ページ)。